

大山崎町まち・ひと・しごと創生 総合戦略（素案）

～活力ある大山崎町をめざして～

平成27年（2015年） 月 日

大山崎町

目次

序章 大山崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって.....	1
(1) 策定の背景、根拠等	1
(2) 目的と位置づけ等	5
(3) 「大山崎町総合戦略」の骨格	5
(4) 本町の現状と課題	6
第1章 大山崎町総合戦略	7
基本目標1 大山崎町への新しい人の流れをつくり、活力を回復・向上させる.....	8
(1) 基本目標	8
(2) 基本的方向	8
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標	8
基本目標2 活力の回復・向上を担う人を育成する	10
(1) 基本目標における数値目標	10
(2) 基本的方向	10
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標	10
基本目標3 安心なくらしを守り、利便性の高い生活を確保する.....	12
(1) 基本目標	12
(2) 基本的方向	12
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標	12
基本目標4 大山崎町における安定した雇用を創出する	13
(1) 基本目標	13
(2) 基本的方向	13
(3) 具体的な施策と重要業績評価指標	13
第2章 総合戦略の推進に向けて	14
(1) 客観的な効果検証の実施によるPDCAサイクル	14
(2) 総合戦略の改訂	14
資料編	15

序章 大山崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

(1) 策定の背景、根拠等

■策定の背景、根拠

わが国の急速な少子高齢化の進展を背景に、国は、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを課題としている。

このため、国は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号、以下、「創生法」という。）を制定し、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進（「まち・ひと・しごと創生」という。）を図ることとしている。

創生法は、今後急速に進む少子高齢化に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

また、国は、人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、「国の長期ビジョン」という）及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国の総合戦略」という）を閣議決定し（平成 26 年（2014 年）12 月 27 日）、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組んでいる。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要がある。創生法第 4 条において、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有するとしている。

そこで、本町においても人口減少が進んでいる状況を踏まえ、創生法第 10 条に基づき、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（平成 26 年（2014 年）12 月 27 日、閣副第 979 号）による技術的助言を踏まえて、「地方版総合戦略」に相当するものとして大山崎町総合戦略（以下、「本総合戦略」という）を策定する。

■国の総合戦略の考え方

わが国は、平成 20 年（2008 年）をピークとして人口減少局面に入っている。今後、総人口は平成 62 年（2050 年）には 9,700 万人程度となり、平成 112 年（2100 年）には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。

また、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている状況にある。地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。

人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難なものにしている。

このように、地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高いとされている。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退していくことになる。

こうした状況を踏まえ、国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが重要とし、3つの基本的視点及び政策5原則に基づき国の総合戦略を策定している。

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略（国の総合戦略）の基本的な考え方と基本的視点抜粋

●基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招く。
- ・人口減少は、地域経済に消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み出している。
- ・「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」負のスパイラルを解消し地方創生を成し遂げる。

基本的視点

- ①「東京一極集中」を是正する。
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

2. 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

従来の政策の弊害を排除し、人口減少と地方創生を確実に実現するために必要な政策原則

(1) 自立性

構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようなものであること。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的なデータに基づき実状分析や将来予測を行い、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

■大山崎町の総合戦略の考え方

本町は、昭和 42 年（1967 年）11 月 3 日に町制を施行し、平成 29 年（2017 年）11 月 3 日に町制 50 周年の節目を迎える。

本町の歴史をふりかえると、昭和 7 年に国道 171 号線が開通し、昭和 36 年（1961 年）に工場進出が始まり、昭和 41 年（1966 年）には円明寺団地が建設され人口が急増した。このころ、大山崎保育所（昭和 32 年（1957 年））、第二乙訓中学校（現大山崎中学校、昭和 46 年（1971 年））、第二大山崎小学校（昭和 48 年（1973 年））が開設されている。この昭和 30 年代～40 年代にかけて本町の骨格ができ、人口は昭和 61 年（1986 年）まで増加する。

本町はこのように昭和 30 年代～50 年代に発展成長を遂げた。その後、成長は緩やかとなり、本町の施策も保全・維持型の施策に移行し、成長・発展型の施策は縮小し、徐々に活力を失ってきた側面がある。

一方で、日本経済の高度成長が終焉し、低成長の時代に入り、価値感の多様化、多様性が生まれ、成長・発展志向自体に疑問が呈される状況が生まれくるなかで、本町の現況は、保全・維持型の施策、中高年層や子育て世代に居住地としての魅力として評価され成果を上げているが、一方で、若年層では生活上の不便さやアメニティ不足という負の評価につながる結果となっている。

今後は、町制施行から半世紀を経て、次の半世紀に向けて、これまで評価を得てきた政策分野をさらに充実しつつ、新たなまちの扉を開くため、住民の従来ニーズを超えた新しいニーズやウオントへの対応をめざし、都市活力の回復・創生、「まちおこし」計画という強い視点を併せ持つて取り組むことが重要である。新たなまちの扉を開き、“活力の回復・向上”をめざして総合戦略の取り組みを進める。

(2) 目的と位置づけ等

■目的と位置づけ

本総合戦略は、同時に大山崎町人口ビジョンで示された人口の将来展望を実現するため、国が策定した国の総合戦略の基本的な考え方や政策5原則等を基に、地域の実情に応じた今後5か年の基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。

■対象期間

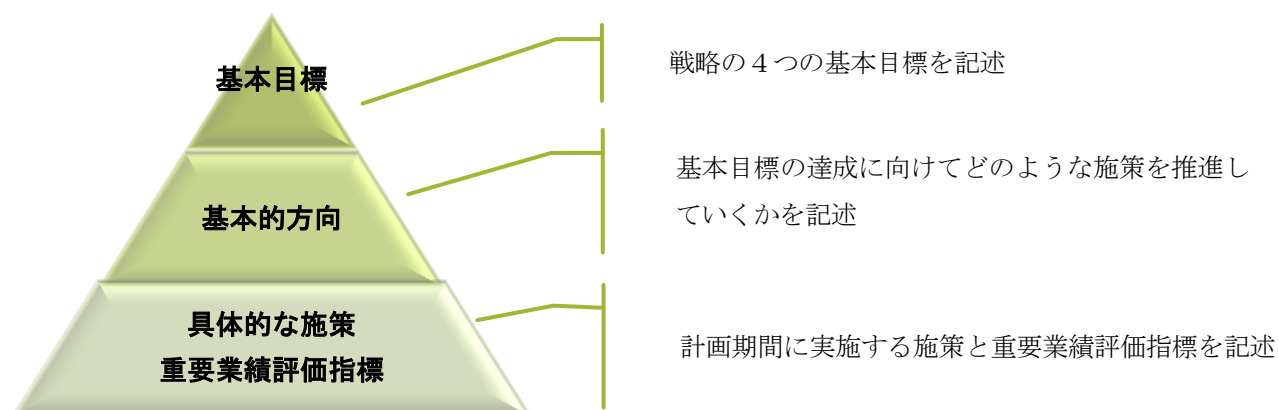
本総合戦略の対象期間は平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間とする。

■次期「大山崎町総合計画」との関係

策定作業中の次期「大山崎町総合計画」（平成28年度（2016年度）～37年度（2025年度））との整合を図る。

(3) 「大山崎町総合戦略」の骨格

本総合戦略は、4つの基本目標を設定し、基本目標毎に基本的方向、具体的な施策と重要業績指標で構成される。



■大山崎町における基本目標

基本目標1	大山崎町への新しい人の流れをつくり、活力を回復・向上させる
基本目標2	活力の回復・向上を担う人を育成する
基本目標3	安心な暮らしを守り、利便性の高い生活を確保する
基本目標4	大山崎町における安定した雇用を創出する

(4) 本町の現状と課題

※策定中

■現状

(人口の動向)

※人口ビジョンより該当部分の要約を記載

(労働、産業、観光)

※人口ビジョンより該当部分の要約を記載

(運輸)

※人口ビジョンより該当部分の要約を記載

(財政)

※人口ビジョンより該当部分の要約を記載

■課題

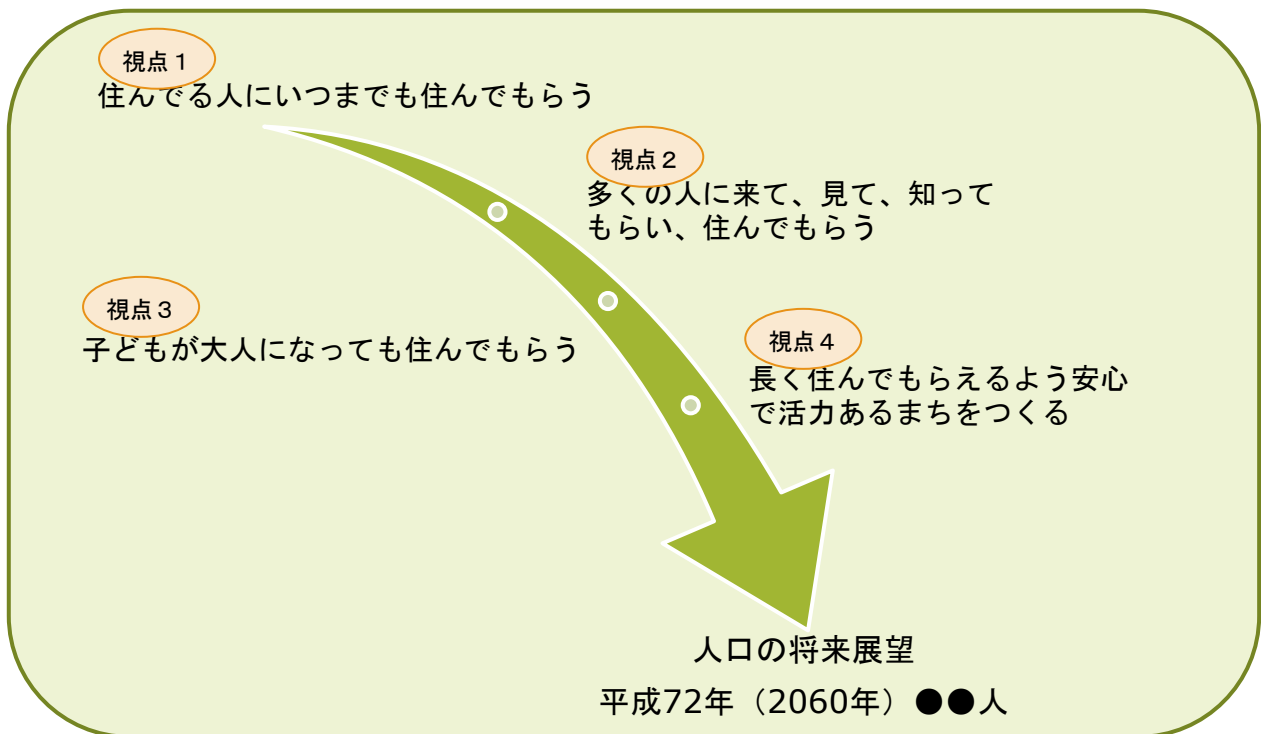
※人口ビジョンより該当部分の要約を記載

第1章 大山崎町総合戦略

国の総合戦略が定める基本目標を勘案して、本町の实情に応じた5年後（平成31年度（2019年））の基本目標を設定し、基本目標毎に、実現すべき成果に係る数値目標（例：雇用創出数、転入者数）を設定する。仮に、実現すべき成果について定性的な目標を定める場合は、国の総合戦略の策定方法（法第8条第3項）と同様に、実施状況を検証する客観的な指標を設定し、後年度、実施状況を検証できるようにする。

本町の現状と課題を踏まえつつ、以下の4つの視点で人口減少問題に取り組む。

■総合戦略の視点



視点1 住んでいる人にいつまでも住んでもらう

本町に住んでいる全ての人が定住するよう日常生活の快適さを向上し、若い世代が希望をもって生きることができようにする。

視点2 多くの人に来て、見て、知ってもらい、住んでもらう

本町へ訪問する人を増やし、定住に結びつけるとともに、交流人口を拡大してにぎわいのあるまちにする。

視点3 子どもが大人になっても住んでもらう

本町の子どもが成長して町内に住み続けるよう定住意識を高めるとともに、将来、転出した場合でも、戻りたいときにいつでも戻りたくなるような魅力あるまちにする。

視点4 長く住んでもらえるような安心して活力あるまちをつくる

多くの人に長く住んでもらえるよう、地元企業の交流や地域ブランドの創出による産業の活性化により雇用を確保する。

基本目標 1 大山崎町への新しい人の流れをつくり、活力を回復・向上させる

(1) 基本目標

本町に関わりのある人（働きにくる人や大山崎町出身者等）、また、大都市圏にいる地方移住希望者に大山崎の魅力伝え、来てもらい、知ってもらうことを通じて、定住につなげるよう取り組む。

また、本町にある観光資源を活かして、観光ボランティア等の住民、観光施設等の関係機関と連携して、地域が一体となって交流人口を拡大するよう取り組む。

さらに、既存のスポーツイベントを充実するとともに、新しいスポーツイベントを開催して、スポーツ交流による交流人口の拡大に取り組む。

これらの取り組みを通じて、新しい人の流れをつくり、本町の活力を回復し、向上させる。

基本目標の指標	社会増減（転入者数 - 転出者数） ●人（平成 26 年 25 人）
	観光入込客数 ●人（平成 25 年 402,444 人）

(2) 基本的方向

- 定住希望者の発掘・情報発信をより充実するとともに、定住のための総合的な相談体制を整備し、定住者の拡大に取り組む。
- 地域の観光資源や文化財等を活かして交流人口を拡大するため、推進体制を整備し、観光振興策に取り組む。
- 地域が一体となり、スポーツに関連したイベントを開催し、交流人口の拡大に取り組む。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標

①大山崎町への定住の推進

転入先・転出元の地域分析やアンケート調査結果から定住の可能性の高いと思われる人に対して、重点的に住みやすさや魅力を情報発信して定住者を発掘する。

また、定住希望者の視点に立って相談機能を強化し、定住希望者がスムーズに移住できるよう相談から物件案内や事業者の紹介など切れ目のない支援を実施する。

具体的な施策	重要業績指標
大山崎町に関わりある人（働く人や大山崎町出身者等）への情報発信の強化	
定住希望者のための相談機能の強化	

②観光資源の発掘・創造から観光資産への促進

豊富にある観光資源を見つめ直すことにより、観光資源を発掘・創造して「観光資産」まで高めて、町内外に戦略的に情報発信し、観光を軸に交流人口を拡大して、まちの活力を回復・向上する。また、新たな観光ルートや観光テーマを模索し、他市町村との連携を検討する。

具体的な施策	重要業績指標
観光資源の発掘・創造のまちづくり	
広域観光によるにぎわいづくり	
歴史遺産の輝くまちづくり	

③スポーツによる交流の促進

これまで実施してきたフェンシング大会などのスポーツ交流をさらに充実するとともに、様々なスポーツ交流のあり方を検討し、交流人口を拡大する。

具体的な施策	重要業績指標
スポーツ交流で絆を結ぶまちづくり	

基本目標 2 活力の回復・向上を担う人を育成する

(1) 基本目標における数値目標

活力の回復・向上を担う次世代の人を育成するため、「生きる力」を育みつつ、生まれ育ったまちに誇りと魅力を感じることができるよう教育環境の充実に取り組む。

また、若い世代が子どもを安心して産み育てられることができるよう地域全体で子育て家庭に対する支援の輪（ネットワーク）づくりや子育て支援の充実に取り組む。

これらの取り組みを通じて、活力の回復・向上を担う人を育成し、親の世代だけでなく、子どもが成長して次世代にわたって定住していけるように取り組む。

基本目標の指標	出生数 ●●人 （平成 25 年度 134 人）
	合計特殊出生率 ●● （平成 24 年 1.38）

(2) 基本的方向

- 子育て支援ネットワークをより充実させ、多様な保育サービスを確保し、若い世代が安心して出産、子育てでき、定住していけるよう取り組む。
- 子どもが成長し、大人になっても定住できるよう、職場体験や本町を知るための学習等を通じて、大山崎町の魅力を子どもたちに伝えることに取り組む。
- 保幼小連携の充実、小・中学校における ICT 活用、学力の向上など、学校教育等の充実に取り組む。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標

① 出産・子育てがかなう環境づくり

安心して出産・子育てができるよう切れ目のない支援を実施する。多様なニーズに応じた保育サービスを提供するとともに、現在町内で開催されている子育て世代のフリーマーケットのような保護者同士の交流機会を強化して、子育て支援ネットワークの充実を促進する。

具体的な施策	重要業績指標
子どもを安心して生み育てられる環境の充実	
安心・安全な保育の充実	
健やかに育つ子育て交流の促進	

②「生きる力」をはぐくむ教育環境づくり

学力や生きる力を育むための教育環境を充実するとともに、地域の「子育て力」を強化して、地域で子育て支援できるようにする。

具体的な施策	重要業績指標
児童・生徒の学びの支援	
児童・生徒の生きる力の支援	
家庭・学校・地域の連携による「子育て力づくり」の支援	

基本目標3 安心な暮らしを守り、利便性の高い生活を確保する

(1) 基本目標

安心な暮らしを確保するため、防犯・防災につよい環境整備に取り組む。また、町内における交通インフラの充実など都市基盤整備や住環境を整備して定住者が拡大するよう、生活圏の利便性の向上に取り組む。さらに、高齢者となっても安心な暮らしと利便性が確保できるよう地域づくりに取り組む。	
基本目標の指標	●●人
	住宅団地の空き家率 ●●%

(2) 基本的方向

<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市基盤整備によりアメニティ不足を解消する ○ 空き家等の既存ストックを活用し、定住者の拡大を図る ○ すべての人の安心・安全が確保された地域づくりに取り組む

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標

①「大山崎ぐらし」の維持向上 安心・安全にくらせるよう、自助・共助・公助による地域づくりを推進するとともに、自主防災組織の充実など、住民主体の地域の防災力や防犯力を強化する。 住環境などの既存の資源を有効に活用して快適で、本町の住民のライフスタイルに合った質の高い生活を創出する。	
具体的な施策	重要業績指標
住民主体の地域防災力・防犯力の強化の推進	
自助・共助・公助による地域づくりの推進	
既存ストックのマネジメント強化	
アメニティ不足解消の推進	

基本目標 4 大山崎町における安定した雇用を創出する

(1) 基本目標

定住者が長く住んで行けるよう、地域ブランドの創出などにより、地元産業や地域経済の活性化を図り、安定した雇用創出に取り組む。また、求職者への総合的な職業相談体制を充実させ、職業紹介まで切れ目のない支援に取り組みます。

基本目標の指標	従業者数 ●●人 (平成 22 年 6,911 人)
---------	----------------------------

(2) 基本的方向

- 地元企業の交流の機会を創出して、町内の産業振興の活性化を図り、安定した雇用の確保に取り組む。
- 産学連携などによる地域ブランドを創出し、地域経済の活性化に取り組む。

(3) 具体的な施策と重要業績評価指標

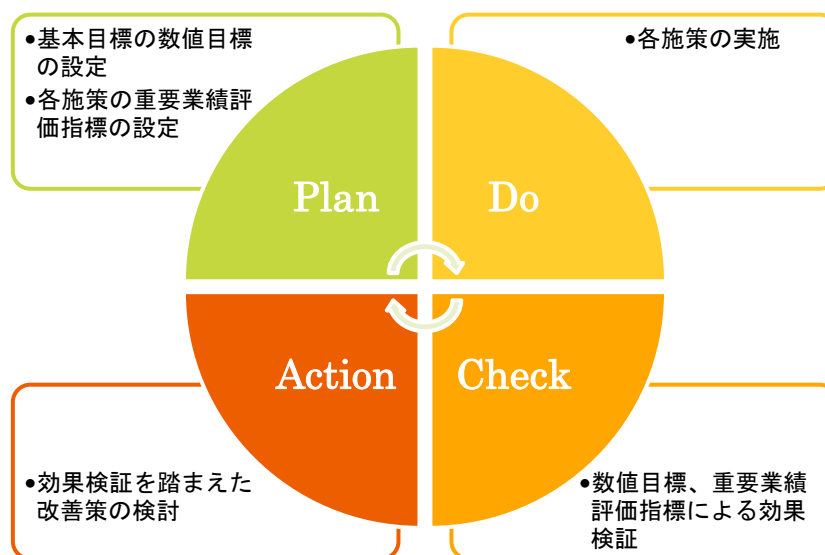
①地元産業の活性化による雇用の確保	
情報交換や業績の拡大に結びつけることを目的に、地元企業が交流する機会を提供し、地元産業を活性化する。また、関連機関と連携した職業相談・職業紹介を充実する。	
具体的な施策	重要業績指標
京都府・関連機関と連携した職業相談・職業紹介の充実	
中小企業従事者の雇用・福利支援	
地元企業の交流づくり	

②地域ブランドの創出による地域経済の活性化	
関連機関と連携して地域ブランドを創出するとともに、町内外に地域ブランドを PR し消費需要を喚起して、地域経済を活性化する。	
具体的な施策	重要業績指標
町内事業所と連携した特産品開発支援	
地元農産物の消費拡大	

第2章 総合戦略の推進に向けて

(1) 客観的な効果検証の実施によるPDCAサイクル

本総合戦略に示された施策の効果を検証するため、基本目標について数値目標を設定し、各施策に重要業績評価指標を設定している。その進捗を数値目標や各施策の重要業績評価指標の達成度により検証し、改善を図る。



(2) 総合戦略の改訂

本総合戦略は、検証機関による検証に加え、施策の効果等についての議会における審議等も踏まえ、必要に応じて改定するものとする。

資料編

大山崎町地域創生有識者会議設置要綱

大山崎町告示第30号

大山崎町地域創生有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成27年5月15日

大山崎町長 山本 圭一

大山崎町地域創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 大山崎町における人口減少対策及び地域創生の取組を推進する人口ビジョン、地域創生総合戦略の策定について有識者の意見を聴取するため、「大山崎町地域創生有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大山崎町の人口ビジョンの策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 大山崎町の総合戦略の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (3) 大山崎町の総合戦略の成果検証に係る検討に関すること。
- (4) その他人口減少対策及び地域創生の取組を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産業界関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者
- (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の次年度末までとする。ただし再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部政策総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

大山崎町地域創生有識者会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名		所属等
○	ありが 有賀 まさあき 正晃	(学識) 大山崎町都市計画審議会会長
	ありが 有賀 みさ 美砂	(言論) 京都新聞社編集局洛西総局長
	うえがき 上垣 けんいち 健一	(金融) 株式会社京都銀行長岡支店支店長
	おくの 奥野 まさひろ 雅弘	(産業) 阪急電鉄株式会社都市交通事業本部都市交通計画 部部長
	つたや 蔦谷 しげなお 重直	(産業) 大山崎町商工会会長
	とりい 鳥居 たけし 健	(産業) ダイハツ工業株式会社生産調達本部工務部 人事・総務グループグループ長
	なかじま 中島 だいすけ 大介	(産業) 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部京都支社 地域共生室室長
	にし 西 まさし 正	(産業) 日立マクセル株式会社業務管理本部総務部長
◎	ふかお 深尾 まさたか 昌峰	(学識) 龍谷大学政策学部准教授
	ふくだ 福田 としお 利雄	(労働) 日立マクセル労働組合中央書記次長
	ふじい 藤井 えみこ 恵美子	(学識) 大山崎町教育委員会委員
	ふじさわ 藤澤 まさのり 正典	(行政) 京都府山城広域振興局副局長兼乙訓調整監
	ふるかわ 古川 てつや 哲也	(産業) アサヒビール大山崎山荘美術館副館長
	みなみで 南出 たかし 高志	(子育て) 公益社団法人乙訓青年会議所副理事長

◎座長 ○職務代理

(14名)

【任期】平成27年7月29日～平成29年3月31日

大山崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 28 年(2015 年) 月

大山崎町

担当部局 大山崎町総務部政策総務課企画観光係
〒618-8501
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3 番地
電話:075-956-2101(代表) ファックス:075-957-1101
E-mail : kikaku@town.oyamazaki.lg.jp